

「ぎふ農業活性化基本計画(素案)」に対するご意見とこれらに対する県の考え方

農政部農政課

■意見募集期間：令和7年12月16日(火)～令和8年1月14日(水)

■意見募集結果：8名、23件

| No | 該当項目 | ご意見(概要) | ご意見に対する県の考え方 |
|----|--|---|--|
| 1 | P16,P17,19 基本方針1(1) <アグリパーク構想の実行> | <p>アグリパーク構想について、体験から農業(経済活動)へ発展させるプロセスが必要。作ることが主体となっているが、自給率向上や耕作放棄地解消といった課題に対しては持続的な取組が必要。</p> <p>例えば、経済活動として持続性を維持するには販売を適正に行う必要があり、売れる商品、守るべき法律等を理解している必要があるし、それを新規参入者に指導する仕組み(指導者への報酬含む)が必要である。</p> <p>また、自家消費や正式な流通に乗らない農産物をどのように把握し、自給率の計算に反映するのかなど、課題設定と課題解決の間のプロセスや得られる結果の見込みに甘さが感じられる。</p> | <p>「アグリパーク構想」とは、農村地域内の非農家や都市住民など多様な方々が、気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学べるスタートアップの場を設け、その延長線上で新たな農業参入を促進する構想です。</p> <p>まずは、横展開が可能な重点推進モデルの構築を行うとともに、本格的な農業を含むステップアップを支援するスキームづくりにも取り組むこととしており、ご意見を踏まえ、生産面と販売面を両輪でサポートできる持続可能な支援体制づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、食料自給率への反映等については、本県のアグリパーク構想の実現に向けた取組がしっかりと数値向上に結びつけられるよう、本統計を所管する農林水産省への働きかけなどを行います。</p> |
| 2 | P16,P17,19 基本方針1(1) <アグリパーク構想の実行> | <p>「それぞれが目指す楽しく儲かる農業」では県の目指す将来像が曖昧。また、「意欲ある活動主体によるスタートアップの場の設置」について、県の主体性が全く感じられない。地域に裁量を与えるとしても、どんな農業者を育てたいのか、最終的に県、自治体、地域の農業に利益が還元される農業経営体を増やせるのか、その具体的なビジョンを示す必要がある。</p> | <p>令和7年12月から政策オリンピックによる農業のスタートアップの場づくりに関して、意欲ある活動主体から提案募集を行っております。</p> <p>こうした提案結果などを踏まえつつ、本県の支援の在り方を含め、具体的な推進方向等を把握しアップしてまいります。</p> |
| 3 | P21 基本方針1(1) <女性の経営参画の促進> | <p>過去には、三ちゃん農業の時代もあったが、現在では一ちゃん農業となるなど、農家の構造は大きく変化してきた。</p> <p>農家以外の女性も、希望する人が農業に参画＆経営主体になれるよう、多様なニーズに応じた支援策が必要。</p> | <p>新たに農業への参画を希望する女性に向け、女性農業者の就農に関するキャリアパス等の情報発信を行います。</p> <p>加えて、アグリパーク構想による多様な農業のスタートアップを支援するとともに、家族経営協定の締結による女性農業者の経営への参画促進や、女性農業者のスキルアップに向けた研修会の開催等に取り組みます。</p> <p>【基本方針1(1)に記載】</p> |
| 4 | P17,P24 基本方針1(2) <農外企業・サービス事業体の参入促進> | <p>現在地域を担っている経営体の規模拡大や経営力強化の支援について言及がない。新たな立ち上げも大事だが、既存の中小規模の経営体を強化し、雇用拡大、経営力の向上を進めることができないか。</p> <p>また、新規参入する企業と地元農家との連携推進(業務提携や、技術顧問等での経営参画)を促し、異業種企業参入が失敗しないための方策を示していくべきではないか。</p> <p>企業の要請に応じ農業普及指導員が指導を実施とあるが、農業普及指導員の業務量は飽和状態にあるため、地域との連携を醸成する意味でも、地元農家や担い手リーダー組織との連携も軸にしていく必要がある。</p> | <p>基本方針1では、地域農業を牽引する経営体と多様な農業を担う主体が共に支え合うハイブリッド型の農業構造への転換に向け、新たな農業への参画を中心に記載しており、基本方針2において、生産拡大を担う既存の経営体への支援強化を記載しております。</p> <p>【基本方針2(2)】</p> <p>また、参入企業と地元農家との連携については、ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>【基本方針1(2)関係(地元農家等との連携支援を追記)】</p> |

| No | 該当項目 | ご意見(概要) | ご意見に対する県の考え方 |
|----|---|--|--|
| 5 | P25 基本方針1(2) <非農家による担い手サポートの仕組みづくり> | 農業高校・大学校の生徒、卒業生の就農体験を地域で受け入れてはどうか。 | 各学校での既存農家へのインターンシップに加え、新たに稻作の先進農家等と連携した実践的な技術習得研修の体制づくりを行うなど、意欲ある若者の就農につながる農業体験を幅広く進めています。 【基本方針1(2)に記載】 |
| 6 | P26 基本方針2の課題 | 全国的な流通、需給の調整が当たり前の現代、県内で供給カロリーが低いからといって県民が飢えるわけではないし、国にとって重要なカロリー供給源の生産は農水省の計画に沿うべき。昨今のコメの供給不安もあり、農家の経営判断、農政の政策判断が「カロリー供給を増やす」ことに傾くのはわからぬもないが、需給バランスを無視すれば価格下落や「売れないもの」を作ってしまうことにつながりかねない。 一般的にはカロリーベースの食料自給率はわかりやすいが、県内のカロリーベース自給率が高くなることと、県民の食や農家の経営が豊かになることとはリンクしないのではないか。 | ご指摘のとおり食料自給率(カロリーベース)は、計算上、米や麦などカロリーの高い品目の生産量が増加すれば向上します。 しかしながら、将来にわたり安全・安心で美味しい農畜水産物を安定的に提供するためには、「量」の拡大だけでなく、消費者に選ばれる“質”的向上が不可欠です。生産拡大とともに、「売れる」農畜水産物の需要を創出・拡大する取組を両輪で進め、その結果として食料自給率の着実な向上につなげていきたいと考えています。 |
| 7 | P30,P35,P41 基本方針2 | 飛騨牛ゲノム育種について、今後疾病対策を含めた事故牛、病歴の統計などからの新たな形質に取り組むことにより、生産性の向上と収入安定を目標に取り組んでほしい。 脂質や小ザシとあるが、県共進会など各共進会での評価では審査に活用されているのか。 | 畜産研究所飛騨牛研究部において、飛騨牛ゲノム育種の研究を行っています。 ご意見を踏まえ、研究課題に取り入れることを検討するとともに、計画本文を修正します。 【基本方針2(2)関係(生産性の向上や収入安定等の実現等を追記)】 なお、県内の共進会等では、それぞれの共進会の審査基準に基づいて審査を行っており、歩留まりや肉質に加え、飛騨牛の特徴形質(脂質や小ザシ等)などを総合的に評価しています。 |
| 8 | P31 基本方針2(1) <生産拡大を担う経営体への支援強化> | 「増産意欲の高い担い手や新規就農希望者に対しては、国事業等を活用し、」とあるが、国事業等を活用した生産基盤の強化について、国の事業は、採択のハードルがとても高く個別に対応していくには基盤整備が遅れていくケースがあるので、県が責任をもって市町村、JA等の団体、農家を支援し一丸となって国の補助金を取りに行ける体制を早急に整備するとともに、可能な限り、県単事業の実施を維持してほしい。 | 本県の厳しい財政状況の中にあっても、本計画が掲げる「楽しい農業・儲かる農業の実現」に向けた取組を着実に進めるため、国の補助金や交付金を最大限活用し、知恵と工夫を生かした事業実施を進めてまいります。そのうえで、国の事業では対応できない分野については、県単独事業の実施も検討してまいります。 |
| 9 | P33 基本方針2(1) <農業用水・排水条件の確保> | 「農業水利施設の管理体制を強化するため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体が連携して施設の保全に取り組む体制づくりを促進します。」と記載されていますが、R7年4月1日に土地改良法が改正され、「連携管理保全計画」通称「水土里ビジョン」を土地改良区が定めていく方針が示されており、「連携管理保全計画」通称「水土里ビジョン」という言葉を入れていただきたい。 | ご意見を踏まえ修正します。 【基本方針2(2)関係(「連携管理保全計画」通称「水土里ビジョン」を追記)】 |

| No | 該当項目 | ご意見(概要) | ご意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|---|
| 10 | P38 基本方針2関連施策 <稼げる産地づくりの促進> | 3Sシステムは、面積は増えてきたものの、飛騨と東美濃で3.3ha程度と、県の推進の余地はあるのではないか。面積や作型ごとの反収目標、経営試算など導入を検討する農家に分かりやすい数値目標を掲げ、県夏秋トマト栽培の柱としてJAや生産組織とも調整の上、明確な位置付けを推進してほしい。 | 3Sシステムについては、夏秋トマトの生産性向上を図る重要な技術として引き続き導入を推進していきます。また、推進にあたり、各農林事務所、試験研究機関等の関係機関と連携し、定量的な取組目標の設定を検討します。 【基本方針2関連施策に記載】 |
| 11 | P46 基本方針3(1) <県内の飲食店等への供給体制構築> | 高齢化により、地域の伝統食、発酵食を作れる人たちが減っており、岐阜県が誇る豊かな食文化が消滅の危機に瀕していると感じている。県として、地域の人材発掘や、伝統食・発酵食文化を地域や子どもたちへと継承できる機会、あるいは国内外の観光客の方々が体験できる機会を設けていただきたい。 | 地域の伝統食の継承等については、ご意見を踏まえ修正します。 【基本方針3(3)関係(食農教育の内容に、次世代への継承や地域ワークショップの支援を追記)】 また、岐阜県のWebサイト「岐阜の極み」による地域の伝統食などの情報発信にも取り組んでまいります。 |
| 12 | P46(P12,P49,P52) 基本方針3(1) <県内の飲食店等への供給体制構築> | 地域食や郷土食の掘り起こしや認知を上げることで、課題やニーズの解決につながることが期待される。 農地の活用、資源の活用、教育的な視点からも、郷土食などを推奨する動きは、岐阜県の食の魅力をアピールするツールにもなり、また観光コンテンツとしても、有効だと思う。 岐阜県の地域食や郷土食について、記録するとともに、伝承につなげてほしい。 | 地域の伝統食の継承等については、ご意見を踏まえ修正します。 【基本方針3(3)関係(食農教育の内容に、次世代への継承や地域ワークショップの支援を追記)】 また、岐阜県のWebサイト「岐阜の極み」による地域の伝統食などの情報発信にも取り組んでまいります。 |
| 13 | P47 基本方針3(2) <身近な大消費地・名古屋圏での販路拡大> | 農產品はターゲットによって販路が変化し、産地、生産者の志向は多様。 現状でも名古屋圏での販売が決して低調ということでもないと思う。 しかし、市場価格は首都圏で高い傾向にあり、品目によっては不足感からより多く欲しいというニーズもあることから、遠近で市場を選別する必要はないのではないか。 | 名古屋圏では、これまで首都圏・関西圏で培ったプロモーションのノウハウを活用し、販路拡大を進めます。併せて、首都圏・関西圏への販売も引き続き推進し、品目や産地のニーズに応じた販売展開を進めていきます。 【基本方針3(2)に記載】 |
| 14 | P49 基本方針3(3) <環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり> | みどり認定、ぎふ清流GAP、その他エコファーマーなど、制度の乱立により付加価値の基準がわかりにくくなっている。 県は新たな認定制度を進めるにあたり、消費者への優良誤認の防止や、JAS認証をとっている農家に不利が生じないよう、強く指導をすると共に、ルールを遵守する農家への支援を適切に行ってほしい。 | 県として、これまで不適切な表示について指導を行ってきたところです。今回、新たな岐阜県版みどり認定制度を推進するにあたっては、これまで同様、適切な取組と表示がなされるよう指導するだけでなく、取組が一目で分かるロゴマークを付すことにより、消費者にも取組を正しく伝えるよう取り組みます。 【基本方針3(3)に記載】 |
| 15 | P50 基本方針3(3) <生産者等の創意工夫を生かした販売力強化> | 「学校給食において地元農産物等の使用を促進するため、県産農畜水産物を活用する取組を支援するほか、学校給食と生産者をつなぐコーディネーターを設置し、各地域が抱える課題の解決を図ります。」とある。一部自治体では有機農産物を活用した給食を推進しているが、県では残留農薬の検査などを行い、科学的根拠に基づいた慣行栽培農産物においても、学校給食への使用を進めてほしい。 | 今後、学校給食において、有機農産物に限らず、地元農産物を活用した、特色ある献立メニューを提供できるよう、県内各地における供給体制づくりなどの支援を検討します。 |
| 16 | P50 基本方針3(3) <生産者等の創意工夫を生かした販売力強化> | 飛騨牛の消費・販路の拡大を目標に精肉加工を計画している。地元には特産品やお土産品が少なく、贈答に使われるものがあまりないため、地域の他の農産物等と共に、販売促進支援などを願いしたい。 | 名古屋市栄にある県のアンテナショップ「ギフトプレミアム」の活用や、アドバイザーの派遣による商品開発や販路開拓の支援を行います。 |

| No | 該当項目 | ご意見(概要) | ご意見に対する県の考え方 |
|----|---|--|--|
| 17 | P51 基本方針4(1)気候変動への対応等 | 近年、特に夏の想定外の高温が問題となっている。秋にも高温が続いているが、例えば、秋に播種する麦の発芽への影響はないのか。 | 現在、麦の発芽への高温の影響は見られていませんが、生育状況や気象条件に応じた栽培管理により、安定生産に取り組んでまいります。 |
| 18 | P52 基本方針4(4) | 家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ)の予防について、養鶏場はもちろん、地鶏の飼育についても、飼養衛生管理基準の徹底に努めていただきたい。 また、地鶏の生産振興も進めていただきたい。 | 地鶏等も含め、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進します。 【基本方針4(4)に記載】 また、在来種である岐阜地鶏等を活用した新たなブランド鶏の作出に取り組んでまいります。 【基本方針2(2)に記載】 |
| 19 | P55 基本方針(1) <温暖化を逆手にとった攻めの対策推進> | 農業・漁業・畜産・園芸等において、温暖化により作れるものが変化しており、生産を推奨する品目があれば、具体的に示してはどうか。 | 大学等と連携した高温障害等の影響の発生予測の研究成果等を踏まえつつ、高温環境に適応する品種の育成、選抜を行うとともに、これまで本県では生産が困難とされてきた品目についても、栽培可能性の検討を行い、その成果を普及していきます。 【基本方針4(1)に記載】 |
| 20 | P57 第5章 計画実現に向けての推進体制 | 県認定担い手リーダーには、指導農業士、青年農業士、女性農業経営アドバイザーと3種類あり、計画案ではそれらの役割が明確にされていない。 また、効果のある活動とするため、年齢や性別によらず、農家が自ら農家を育てられる新しいリーダー像、それに見合う組織を検討してほしい。 | 県認定担い手リーダーの役割については、ご意見を踏まえ追加します。 【第5章関係(担い手リーダーの項目追加)】 また、指導農業士、青年農業士、女性農業経営アドバイザーの各リーダーがそれぞれの役割等を実践できるよう、担い手育成の資質向上に向けた支援を行います。 |
| 21 | P61 基本方針4(4) <生産を脅かすリスクへの対応> | SDGsを掲げられているが、飛騨牛分野でも以前から取り組んでいる、JGAP・HACCPの取組・普及については言及しないのか。 | JGAP等の取得を希望する畜産農家に対して、支援を行うとともに、各制度の普及については、革新支援専門員や家畜保健衛生所職員が引き続き行います。 |
| 22 | P64 基本方針4(5) <水産資源を含む里川システムの保全・活用・継承> | 目標指標として予定している『「清流長良川あゆパーク』における体験プログラム参加者数』について、順調に伸びており、今後も、魅力的な体験プログラムを提供することで、目標を達成することは確実と聞いている。 世界農業遺産の保全・活用・継承を推進し、その意義をより高めていくためには、行政主導から民間主体といった考え方をもって取組を進めていくことが必要であると考える。そのため、「世界農業遺産『清流長良川の鮎』プレーヤーズ」の活動発展に関する目標の設定を提案する。 | ご意見を踏まえ修正します。 【基本方針4(5)関係(「新たな活動を実践する『清流長良川の鮎』プレーヤーズ数」に目標指標を変更)】 |
| 23 | 全般 | それぞれの目標の達成のためには、専門の相談窓口が必要ではないか。 | 例えば、農外企業の参入促進に関しては、新たに地元金融機関と連携した相談窓口の設置を検討しており、ご意見を踏まえて、各分野における相談体制の充実等を図ります。 【基本方針1(2)に記載】 |